

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和36年4月ごろ、当時住んでいたA市区町村の自治会婦人部会員に勧められて国民年金に加入し国民年金手帳をもらった。国民年金保険料は、B市区町村に帰郷する43年3月まで、月額100円（約3年後には月額150円）を1年分一括して自治会で納付し、その都度、国民年金手帳に押印してもらっていた。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち昭和36年4月から42年6月までの期間については、申立人は42年7月31日に国民年金の資格を取得（任意加入）し、国民年金手帳記号番号は同年8月23日に払い出されており、その時点で36年4月については時効であること、及び36年5月から42年6月までの任意加入対象期間については、制度上、加入手続を行った時点から遡^{さかのぼ}って国民年金の被保険者にはなり得ないことから、当該期間の国民年金保険料を遡^{そきゆう}及納付することはできない。

また、申立人は、昭和43年3月まで同一住所地に居住していたことなどから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難く、A市区町村及び社会保険事務所でも申立期間における申立人の国民年金加入記録は確認できないとしている。

さらに、申立人が一緒に納付していたとしている自治会婦人部会員はこれまで国民年金に加入した状況が確認できず、加えて、故人であるため、当時の自治会婦人部における国民年金保険料の集金状況等について証言を得ることができない。

その上、当該期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無い。

- 2 一方、申立期間のうち昭和42年7月から43年3月までの期間については、国民年金に任意加入（昭和42年7月31日）直後の期間であり、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと推測されることから、自ら加入手続きをしながら、その直後に申立人が国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は国民年金に加入した当初の国民年金保険料は「月額100円だった。」としており、この金額は当時の保険料額と一致している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和35年5月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立期間②の資格取得日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月12日から同年6月1日まで
② 昭和36年8月1日から同年9月1日まで

昭和31年5月1日から50年12月31日までA社に継続して勤務していたが、申立期間①の同社B出張所及び申立期間②のC作業所で勤務していた期間が厚生年金保険に未加入となっている。同一企業内の転勤であるにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得できないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社における同僚の「申立人は申立期間中も正社員として勤務し、正社員は全員厚生年金保険に加入していた。」との供述により、申立人は、昭和31年5月1日から50年12月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、A社が申立人に交付した辞令通知書並びに申立人が同社在職中に作成した勤務記録によると、申立人は、同一企業内の転勤により、申立期間①については、同社B出張所で勤務し、申立期間②については、同社C作業所で勤務していたことが確認できるが、B出張所及びC作業所は厚生年金保険の適用事業所になっていない。このことについて、同僚の一人は「給与は本社で計算し、各出張所で現金を封筒に入れて支給していた。雇用が継続して

いたので、異動があっても社会保険料控除をしていないことは考えられない。」と供述しているところ、上述の辞令通知書及び社会保険庁オンライン記録により、申立人は、B出張所及びC作業所に在籍中はA社の本社において、厚生年金保険に加入していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、A社本社における申立期間①に係る資格取得日を昭和35年5月12日とし、申立人の同社本社における35年6月の社会保険事務所の記録から、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが妥当である。また、申立期間②に係る資格取得日を昭和36年8月1日とし、申立人の同社本社における36年9月の社会保険事務所の記録から、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が申立人の申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかどうかについて不明であるとしており、同社の供述以外に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在はB事業所。）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和30年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から31年1月1日まで

昭和27年5月21日から平成3年12月30日まで、A事業所に勤務していた。この間、十数回の転勤をしたが、退職は一度もしておらず、給料の遅配、厚生年金保険料の未納や遅納もなかったにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険記録は未加入になっている。申立期間についても継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B事業所から提出のあった人事台帳及び異動発令書並びにB事業所の説明により、申立人は、昭和27年5月21日にA事業所に就職し、申立期間中も同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所C出張所における昭和31年1月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から同年10月まで

A事業所に勤務していた時、昭和46年7月23日から同年11月末まで労務提供船(注)であるB号に乗船した。

乗船する際、会社から「B号は当社が所有しない労務提供船であるので、あなたの船員保険をいったん外します。自宅のあるC市区町村で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してください。」との説明があった。これを受けて、会社から自宅に国民年金の加入に係る書類が送付され、昭和46年7月ごろ、私の妻がC市区町村で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間について未納となっているのは納得できない。

(注)日本船社が船員給与の一部を負担する形で自社乗組員を提供し、配乗させた船。

第3 委員会の判断の理由

申立人の場合、申立期間以前に船員保険の被保険者期間が269か月あって、既に老齢年金の受給資格期間を満たしていることから、申立期間は国民年金の任意加入期間である。

しかし、これまで、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等)も無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人と一緒にB号に乗船した同僚3人も、申立期間当時、国民年金に加入したことは確認できない。

さらに、申立人は、当初、「会社から自宅あてに国民年金の加入に係る

書類が送付され、妻が市区町村役場で国民年金の加入手続をした。」と供述している。しかし、申立人から提出のあったA事業所発行の「家庭のしおり」によると、「国民健康保険加入手続のために、留守宅へ船員保険資格喪失証明書を送付するので、この書類を市町村役場の国民健康保険課の窓口提出してください。」との記載があるところ、申立人は、後日、「会社から自宅あてに送付された書類は国民健康保険の加入手続のための書類であり、妻が市区町村役場で行った手続も国民健康保険への加入のためのものであった。」と供述を変更している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 35 年 9 月に事業所を退職し、すぐに自営業を始めた。同年 10 月ごろ、妻が夫婦二人分の国民年金加入手続を併せて行った。国民年金保険料の納付については、36 年 4 月から妻が夫婦二人分を納付したはずである。申立期間について、未納であることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 35 年 10 月ごろ、妻が夫婦の国民年金加入手続を併せて行った。」としているが、その妻は加入手続を行った記憶は無いとしているほか、社会保険事務所の記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日はその妻が昭和 36 年 8 月 8 日、申立人が 40 年 8 月 27 日であることがそれぞれ確認でき、夫婦の払出時期が大きく異なり、申立内容と齟齬がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができず、国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、「申立期間の国民年金保険料を申立期間後にさかのぼって納付したことはない。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間当初から国民年金手帳記号番号の払出時点まで、同一住所地に居住していたことなどから、この記号番号とは別の記号番号が払い出されているとは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預貯金通帳の入出金の記録及び確定申告書等）や関係者の証言等も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 20 日から 23 年 6 月 1 日まで
申立期間当時、A市区町村のB事業所で、雑役夫として運搬業務を行い、1日8時間、正社員として勤務をしていた。
この期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた存命3人の同僚のうち1人の「申立人自体を知らない。」との供述及び、他の2人の「申立人自体は承知しているが、同じ業務に携わったことは無く、申立人がB事業所の社員であったかどうかは分からない。」旨の供述によると、申立人が申立期間中にB事業所に勤務していた事実を推認することはできない。

また、B事業所は昭和57年7月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、代表者も故人であるため、保険料控除の実態についての供述や関連資料を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月7日から30年9月1日まで
申立期間と昭和30年9月1日から34年8月1日までは、A事業所に勤務していた。厚生年金保険の記録は、昭和30年9月1日から34年8月1日までは被保険者期間となっているが、申立期間は被保険者期間となっていない。
申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期に入社したと述べている二人の同僚の社会保険記録は、申立人と同じ資格取得年月日（昭和30年9月1日）であり、健康保険の整理番号も申立人と連番であるが、そのうちの一人は、「A事業所には数えて28歳だから52年ぐらい前に入った。入ってから厚生年金保険の被保険者資格を得るまでに期間が空いていることから、当時、試用期間の取扱いが行われていたと思う。」と述べており、他の同僚は、「私は、昭和30年4月に、高校を卒業してすぐに入った。申立人はいなかった。間違いない。申立人は大分後に入られた。」と述べている。

また、A事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和29年5月1日から厚生年金保険の新規適用事業所となっているが、60年3月29日に全喪しており、当時の役員も亡くなっていることから、申立期間における厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人は昭和30年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、34年8月1日に資格を喪失していることが確認できるが、このほかに申立人の氏名は無く、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで、A 事業所に嘱託職員として勤務していたが、このうち、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 36 年 12 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までの期間について、私の厚生年金保険が未加入の記録となっている。

当時は厚生年金保険料を毎月の給与から控除されており、健康保険証も交付されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 事業所に嘱託職員として勤務していたことは、事業主が作成した人事記録及び在職証明書により確認できる。

しかしながら、A 事業所は、「当時、嘱託職員を厚生年金保険に加入させるか否かについて、各職員の雇用期間や勤務時間などにより個別に判断していた。」と回答しており、また、申立人が、申立期間当時、一緒に嘱託職員として勤務していたとする同僚二人は、いずれも申立期間において厚生年金保険に未加入となっている。

さらに、このほかの同僚二人（申立期間当時、A 事業所における厚生年金保険の被保険者）は、いずれも、「申立期間当時、嘱託職員は、就職後一定期間（試用期間）を経て厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで
昭和 44 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで A 事業所から派遣され、B 事業所に補助職員として勤務した。1 日 8 時間、週に 6 日勤務したので厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保管している人事記録により、申立人は、昭和 44 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで当該事業所に非常勤職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた元同僚 1 名は「申立期間中は申立人と一緒に当該事業所で勤務した。」と供述しているものの、この元同僚も勤務していた全期間について、厚生年金保険に未加入となっている。

また、社会保険事務所が保管する B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間前後を含め申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から27年12月31日まで
昭和24年1月1日から27年12月31日まで建築工事を主に手掛けるA事業所(B市区町村)に勤務していた。1年ほど同僚の住宅(C市区町村)に下宿し、その後はB市区町村内のアパートを3、4か所移り住んだが、それらの住所は覚えていない。関係資料も持っていないが、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がメモに記録していたとするA事業所の事業主及び同僚7人について、社会保険庁の記録や法人登記簿等をもとに、類似名称の事業所を含め調査したが、申立期間中、厚生年金保険に加入していたことは確認できない。

また、A事業所、その事業主及び同僚7人の連絡先も確認できず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除状況等についての証言を得ることができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
昭和 34 年 4 月 1 日に A 社 B 支社に入社し、35 年 8 月 29 日に退社するまで継続して勤務した。入社後、34 年 10 月まで、C 市区町村の旅館に住み込みながら C 市区町村内で勤務し、34 年 11 月から 35 年 3 月までは B 支社内で勤め、35 年 4 月から退社までは再び C 市区町村内で勤務した。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 社 B 支社に勤務していたことは、A 社が保管する「D 職種名簿 (A 社 B 支社)」に、昭和 34 年 4 月 21 日付けで D 職種として入社したとする記載があるほか、同名簿に記載され申立人と同じ D 職種であったことが確認できる同僚 1 人が「申立人は、昭和 34 年 4 月から勤務していた。」と供述していることから、確認できる。

一方、A 社 B 支社は、昭和 17 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A 社では、「申立期間当時、B 支社で働く者は、社員、準社員等のほか、D 職種及び E 職種がおり、D 職種は厚生年金保険には加入させていなかったようだ。」と供述している。

さらに、上記同僚は、「申立期間当時、会社が厚生年金保険に加入させていたのは、社員、準社員だけで、D 職種は加入対象外だった。ただし、経済の高度成長が始まった頃で、社員を会社に引き留めておくため、D 職種についても、入社して一定期間経過後に厚生年金保険に加入させたのではないかと。私も昭和 33 年 4 月 1 日に入社後、35 年 5 月 1 日に厚生年金保険に加入している。」と供述している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同時期に勤務していたことが確認できた同僚4人（いずれもD職種ではない。）は、「申立人のことは知らない。」としているため、申立人の厚生年金保険料の控除状況等について証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 2 日から 39 年 1 月 5 日まで
② 昭和 39 年 2 月 21 日から同年 3 月 21 日まで

昭和 38 年 11 月 2 日又は 3 日ごろから 39 年 3 月 20 日まで、A 事業所に継続して勤務（B 事業所でアルバイトをしながら勤務）していたが、39 年 3 月 20 日に A 事業所を辞め、B 事業所に転職した。

A 事業所における厚生年金被保険者期間が昭和 39 年 1 月 5 日から同年 2 月 21 日までとなっているのは納得できないので、その前後の期間である申立期間についても厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 事業所に勤務していたことは、社会保険事務所が保管する申立期間に係る同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により連絡先が判明した同僚 3 人のうち 2 人が証言しているほか、申立人の「C 行事が開催された昭和 38 年 11 月 2 日か 3 日ごろから勤務した。」との申立内容と D 市区町村への転入日（38 年 11 月 2 日）及び「C 行事」の開催日（同年 11 月 3 日）がほぼ一致していることからうかがえる。

しかし、上記同僚 1 人は、「雪のある時期（当委員会の調査の結果、D 市区町村で継続的に降雪が観測されたのは昭和 38 年 3 月 1 日までであったため、38 年 3 月以前と推測される。）に入社した。」と供述しているところ、38 年 4 月 1 日に A 事業所における厚生年金保険資格を取得していることから、同事業所では社員を入社から一定期間を経て厚生年金保険に加入させていた（試用期間があった）ものと推測される。

申立期間②については、申立人の A 事業所における勤務状況を確認できる資料や証言を得ることができないほか、上記同僚 2 人が供述している同事業所における退職時期と厚生年金保険の資格喪失日がほぼ一致していることから、同事業所は厚生年金保険の資格喪失の手続を適正に行っていたものと推認できる。

また、A 事業所は昭和 39 年 11 月 1 日に全喪しており、同事業所の元社長の妻（同事業所の元役員）は、「申立人のことは覚えていない。夫は 2 年前

に亡くなっており、申立期間当時の資料も保管しておらず、申立人の申立期間当時の勤務状況及び保険料控除状況も分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

このほか、申立期間の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。